



# 奈良東ロータリークラブ 会報

## Nara East Rotary Weekly Bulletin



2016-17 RI テーマ

通算 1251 回(本年度第 38 回)

4月26日 本日のプログラム

卓話

航空自衛隊幹部候補生学校長兼奈良基地司令

空将補 荒木哲哉様

「航空自衛隊のいろは」

本日のソング: 四つのテスト

“夢を語り、現在を刷新”  
Review from the future and Renew

2016-17 地区スローガン

会 長	中 村 栄 一	創 立	1990年9月12日	事務局	〒630-8115
副 会 長	梶 本 真 也	例 会 日	毎週水曜日 18:00~		奈良市大宮町 2-1-1-205
幹 事	谷 口 宗 彦	例 会 場	ホテル日航奈良		TEL 0742-30-5511
会場監督	喜 多 永 治		TEL 0742-35-8831		FAX 0742-30-5512

## 出席報告

4月5日 第1248回修正

会員数	35人
出席免除者数	18人
出席義務者数	29人
欠席者数	9人
出席者数	26人
補填者数	3人
修正出席者数	29人
出席率	100%!!



## ニコニコ報告

現在までの今期累計 ¥1,972,203-

中窪啓司様 本日は拙い卓話で申し訳ありませんがお付き合いよろしくお願ひ致します。

中村栄一会長 桜花例会、地区大会、皆様にはお世話になりました。ありがとうございます。

谷口宗彦君 桜花例会、地区大会にご参加の皆様、川口職業奉仕委員長、ありがとうございました。

中東弘京君、岩本金悟君 お久しぶりです。

伊東月臣君 献血奉仕活動にご参加よろしくお願ひします。

横田保典君 桜花例会、お世話になりました。

倉本堯慧君、北山勘解由君、梶本真也君

福井での地区大会お疲れさまでした。浦島さん RI 賞受賞おめでとう！

西田正秀君 地区大会、参加できず残念です。

浦島睦君 地区大会では大変お世話になり、ありがとうございました。

荻田義雄君 季節の桜も終わり、体調にお気を付けて。

萩原隆夫君 家内に誕生日のお花をありがとうございます。

矢田武博君 数えの古希のお祝いをいただきました。何がめでたい。こんな本ありましたね。

木平正君 腰痛、随分と楽になりました。創ちゃん、ありがとうございます。

野口創君、上田洋一君、泉谷良宏君、服部彰夫君、清水弘志君、前田隆一君

小鍛冶英一君、八尾俊宏君、喜多永治君 中窪啓司様、本日の卓話よろしくお願ひします。

**幹事報告**

- ・5月17日からクールビズとします。
- ・4月26日(水)と5月24日(水)の例会は30分延長となり、19時30分終了です。

- ・4月23日(日)に社会奉仕活動として恒例の献血活動をしますので多数ご参加ください。午前9時30分ならファミリー駐車場集合です。なお、メイクアップ扱いとなります。

- ・5月11日(木)は奈良RCとの合同例会です。午後6時から奈良ホテルで開催します。多数ご参加ください。
- ・5月10日(水)は例会がありませんご注意ください。

 **お誕生日祝い**

海保 勝雄君 昭和7年4月8日  
 矢田 武博君 昭和23年4月21日  
 清水 毅君 昭和48年4月3日

お誕生日おめでとうございます！

 **委員会報告**

**親睦・ロータリー家族委員長 野口創君**

先日は桜花例会、地区大会とお疲れさまでした。また、職業奉仕委員会との共催にて職場見学していただきありがとうございました。

引き続き5月11日は奈良RCとの合同例会、北京ツアー、年度末懇親会がごぞいます。会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

**社会奉仕委員長 伊東月臣君**

来る4月23日(日)は献血奉仕活動の日です。ご参加いただく皆様は9時30分に奈良ファミリー駐車場にご集合ください。また、駐車券の手配のためこれから申込書を配布します。ご記入をお願いします。

**ロータリー情報委員長 北山勤解由君**

GW明けから第3回情報集会を開催したいと思います。テーマは職業奉仕についてです。各リーダー、サブリーダーを中心に日程調整と会場の手配をお願いします。

 **例会報告**

卓話

平城京 RC 中窪啓司様

「民事信託の活用」



不動産所有者の生前整理については従来からの贈与、遺言が考えられますが、最近注目されているのが民事信託です。

今日は民事信託についてお話しますが、特に民事信託の活用について詳しくお話して、皆様のお役に立ちたいと考えております。

民事信託とは受託者が限定された特定の者を相手として、営利を目的とせず、継続反復しないで引き受

ける信託のことで信託銀行の取り扱う信託商品や投資信託とは違い、財産の管理や移転・処分を目的に家族間で行うものとされています。「家族による家族のための民事信託」とされるものがあり家族が財産の預り手(財産管理をする者)となり「高齢者や障害者のための安心円滑な財産管理」や「柔軟かつ円滑な資産承継対策を実現しようとする民事信託の形態で「家族信託」とも呼びます。

**信託を活用した財産承継におけるポイント**

◆何を承継させたいか(財産、権利)

・財産か受益権か

信託を活用の場合、財産の所有権は受託者に移り、承継は受益権の移転による

・財産の全部か一部か

信託では、ある特定の財産だけを対象として信託設定し、予め切り分け可能

全部の財産について承継先・方法を決めなくてよい

◆いつ承継させたいか(法的には、税務上は)

・即時

・死んだら(遺言代用、受益者連続)

・その他(貯めておいて、一定期日、一定条件で…)

**民事信託を用いた解決方法**

- ① 不動産の売却
- ② 老朽化した建物の補修・解体
- ③ 新たな建物の築造
- ④ 現賃借入との立退き交渉
- ⑤ 金銭の借入・担保権の設定
- ⑥ 預貯金の管理

信託の受託者裁量機能により、広範な権限を行使することができる。

民事信託は、受託者や受益者を契約で定めることができるが、同時に、後任の受託者や後任の受益者を定めることができる。

後の状況変化を想定し、様々な特約を盛り込むことで、柔軟な対応が可能になる。

 **献血奉仕活動を実施しました**

4月23日(日) 於：奈良ファミリー駐車場

